

熊野町子宮頸がん・乳がん検診業務委託契約書

熊野町（以下「発注者」という。）と一般社団法人広島市医師会（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結した。

（総則）

第1条 発注者は健康増進法（平成14 年法律第103 号）第19 条の2 の規定に基づく健康増進事業として、発注者において実施されるがん検診のうち、一定年齢に達した女性に対して実施する

子宮頸がん及び乳がん検診に係る業務（以下「がん検診業務」という。）を受注者に委託する。

（委託業務等）

第2条 発注者が受注者に委託する業務の内容は、厚生労働省「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成20 年3月31 日付け厚生労働省健康局長通知）」（以下「がん検診実施指針」）に基づき、発注者が発行するクーポン券及び受診券を提示した者に対し、当該各号に掲げる回数を実施するものとする。

(1) 子宮頸がん検診クーポン券・受診券 1人1回

(2) 乳がん検診クーポン券・受診券 1人1回

2 業務は、受注者の会員が開設または管理する医療機関（以下「実施医療機関」という。）で行うものとする。

3 実施医療機関は、クーポン券及び受診券に記載された氏名・住所等については、検診受診者の保険証、運転免許証などで十分に確認の上、実施するものとする。

4 実施医療機関は、検診の結果精密検査が必要となったときは、発注者が提示する各精密検査依頼書と精密検査結果報告書により精密検査実施医療機関への受診を促すものとする。

(1) 子宮頸がん精密検査依頼書兼結果報告書

(2) 乳がん精密検査依頼書

(3) 乳がん精密検査結果報告書

（委託期間）

第3条 委託期間は令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、別表1に掲げる単価とする。

（検診業務に係る委託料の請求及び支払）

第5条 実施医療機関は、第2条に規定するがん検診業務を実施したときは、当該月分を取りまとめ、翌月10 日までに、様式第1号によるがん検診委託料請求書に各結果票を添えて、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求書等が適正であると認めたときは、請求があった日から30 日以内に、実施医療機関に対し委託料を支払うものとする。

3 受注者及び実施医療機関において、クーポン券・受診券及びがん検診実施指針に定められた内容と異なる業務・請求を行った場合は、受注者の責任・負担とし、発注者からの請求額は支払

われないものとする。但し、個別協議の結果、医療機関に非がないことが認められた場合はこの限りではない。

（秘密の保持）

第6条 受注者及び実施医療機関は、この契約の履行により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（個人情報の保護）

第7条 受注者及び実施医療機関は、この契約による事務を処理するための個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

第8条 発注者、受注者いずれか一方がこの契約に違反したときには、その相手方は、この契約を解除できるものとする。

（疑義の解決）

第9条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者と受注者が記名・押印のうえ、各自その1通を所持する。

令和7年6月1日

発注者 熊野町

代表者 熊野町長 三 村 裕 史

受注者 一般社団法人広島市医師会

代表者 会長 山本 匡

別表 1（第 4 条）

クーポン券及び受診券	項目	一人当たりの委託料単価 (税込)
子宮頸がん検診クーポン券	子宮頸がん検診（細胞診）	8,021円
子宮頸がん検診受診券 自己負担額：1,500円		6,521円
乳がん検診クーポン券	乳がん検診 マンモグラフィ 40歳代 2 方向 50歳以上 1 方向	9,640円
乳がん検診受診券 自己負担額：2,000円		7,640円

対象者年齢

【子宮頸がん】

	生年月日
受診券	平成18（2006）年 4 月 1 日以前に生まれた方
クーポン券	平成16（2004）年 4 月 2 日～平成17（2005）年 4 月 1 日

【乳がん】

	生年月日
受診券	昭和61（1986）年 4 月 1 日以前に生まれた方
クーポン券	昭和59（1984）年 4 月 2 日～昭和60（1985）年 4 月 1 日

様式第 1 号

令和 年 月 日

熊野町長 宛

請求者住所

氏名

がん検診委託料請求書

がん検診推進事業の令和 年 月分委託料の支払を、下記により請求します。

記

請求金額 金 円

区 分		数 量	単価（税込）	金 額
子宮頸がん検診	検診料免除者	人	8,021 円	円
	自己負担対象者	人	6,521 円	円
乳がん検診	検診料免除者	人	9,640 円	円
	自己負担対象者	人	7,640 円	円
合 計				円

※添付書類

- ・受診券
- ・検診結果票（請求用）
- ・無料クーポン券（※クーポン券対象者のみ）
- ・減免申請書（※減免者の場合のみ）

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（取得の制限）

第3条 受注者は、業務を行うために個人情報を取得するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4条 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を利用目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（従事者への周知及び監督）

第6条 受注者は、業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（個人情報の持ち出しの禁止）

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾を得た場合を除き、個人情報が記録された資料等をこの契約に定める実施場所その他発注者が定める場所の外に持ち出してはならない。

（複写・複製の禁止）

第8条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、業務を行うために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託等に当たっての留意事項）

第9条 受注者は、発注者の書面による承諾を得て業務の全部又は一部を第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）する場合には、再委託等の相手方に対し、発注者及び受注者と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

（再委託等に係る連帯責任）

第10条 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

（再委託等の相手方に対する管理及び監督）

第11条 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 受注者は、業務を行うために発注者から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、発注者の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。

（取扱状況の報告及び調査）

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。

（漏えい等の発生時における報告）

第14条 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生したおそれがあること（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）を知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

（契約解除）

第15条 発注者は、受注者が本特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第16条 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

令和7年度熊野町子宮頸がん・乳がん検診実施要領

1 対象者

熊野町に住所を有する以下の対象年齢の方でがん検診無料クーポン券または受診券を持参された方とする。

【子宮頸がん】

	生年月日
クーポン券	平成16(2004)年4月2日～平成17(2005)年4月1日
受診券	平成18(2006)年4月1日以前に生まれた方

【乳がん】

	生年月日
クーポン券	昭和59(1984)年4月2日～昭和60(1985)年4月1日
受診券	昭和61(1986)年4月1日以前に生まれた方

2 実施回数

- (1) 子宮頸がん検診 1人 1回
- (2) 乳がん検診 1人 1回

3 実施期間

令和7年6月1日から令和8年3月 31 日

4 検査項目

(1)子宮頸がん検診

①項目

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診。(必要に応じてコルポスコプ検査)

②方法

ア 問診	妊娠及び分娩歴、月経歴の状況、不正出血等の症状の有無、これまでの検診の受診状況等を聴取する。問診の上、症状(体がんの症状を含む)のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行う
イ 視診	膣鏡を挿入し子宮頸部の状況を観察する。
ウ 細胞採取の方法	子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法により検体はブラシにて採取し、液状検体法により標本を作成し、パパニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察する。
エ 内診	双合診を実施する。

③細胞診の業務を委託する場合は、その委託機関(施設名)を明記する。

④細胞診

検体の顕微鏡検査は、十分な経験を有する医師及び臨床検査技師を有する専門的検査機関において行う。この場合において、医師及び臨床検査技師は日本臨床細胞学会認定の細胞診専門医及び細胞検査士で行う。細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上に

ついて、再スクリーニングを行う。または再スクリーニング率を報告する。検体が適正でないと判定される場合には、「不適性」と明記し、再検査を行う。がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行う。HPV の感染が疑われる細胞所見がある場合は、その旨記載し本人に適切な指導を行う。

⑤判定区分

子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステム（NILM・ASC-US・ASC-H・LSIL・HSIL・SCC・AGC・AIS・Adenocarcinoma・Other malignancy）によって分類し精密検査の必要性の有無を決定する。

(2)乳がん検診

①項目

問診及びマンモグラフィ検査

②方法

ア 問診	乳がんの家族歴、授乳の状況、乳腺疾患の既往有無、月経（特に閉経時期）及び出産（初産年齢）等に関する事項、乳房の状態、過去の検診の受診状況等を聴取するものとする。
イ マンモグラフィ検査	（ア）両方乳房について1方向（内外斜位方向）撮影、ただし40歳代の者には2方向（頭尾方向を加える）とする。 （イ）マンモグラフィ撮影装置は日本医学放射線学会の定める仕様基準を満たしていること。現像機及びシャウカステンその他当該検査に係る機器などについて、日常的かつ定期的な品質管理を行う。 （ウ）マンモグラフィ撮影は、マンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会や、それに準じた講習会を終了し、B判定以上とされた撮影認定診療放射線技師・医師によって行う。あるいはマンモグラフィ検診精度管理中央委員会のマンモグラフィ検診画像認定施設で行う。（ただし、2年以内に整備できるものは、暫定施設とする）
ウ マンモグラフィ読影	読影はマンモグラフィ検診精度管理中央委員会が開催する講習会や、それに準じた講習会を終了し、B判定以上と判断された医師により読影を行い、ダブルチェックを行う。

③受診者への説明

乳がんの自己触診の方法、しこりに触れた場合のすみやかな専門医療機関への受診を説明する。

5 指導

- (1) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせる。
- (2) 精密検査の方法や内容について知らせる。
- (3) 精密検査の結果の町への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な

説明、周知を行う。

- (4)「要精検者」とされた人については、速やかに必ず精密検査を受診するよう指導し、他の人には定期的ながん検診を受診することの重要性だけでなく、がん予防についても指導すること。

6 結果の通知

受診者への結果通知は、検診実施後1か月以内に実施機関が行うものとする。

精密検査結果については、実施機関が町に報告する。

7 記録の整備

町は、がん検診について、名前、年齢、住所、過去の検診の受診状況、健康診査の判定結果・指導区分、要精検者の精密検査の受診の有無及びその結果等を記録し、保管する。

また、受診指導の記録を併せて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、受診者の記録を一貫して保管し、継続的な保健指導に役立てるものとする。

検診実施機関は、エックス線写真、検体及び検診結果標本を少なくとも3年間保存しなければならない。問診記録・検診結果は少なくとも5年間は保存する。

8 事業評価

適切な方法及び精度管理の下で実施するため町は検診の実施状況を把握するものとする。

その上で、地域における実施体制の整備に努めると共に、各がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うものとする。

9 検診実施機関

- (1) 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で各がん検診が円滑に実施されるよう精度管理に努めるものとする。
- (2) 検診実施機関は、各がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。
- (3) 精密検査実施施設と連絡をとり、精密検査の結果の把握に努めなければならない。
- (4) 検体及び検診結果を少なくとも3年間保存しなければならない。
- (5) 各がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。